

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

ページ

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し	（税 務 課）	一
○知事指定薬物の指定	（薬 務 課）	一
○宮城県農業大学の農産物等の販売に係る生産物売払代金の徴収事務の委託	（農業振興課）	一
○所在地を確知できない建設業者の申出	（事業管理課）	二
○道路の区域変更	（道 路 課）	二
○県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示	（会 計 課）	二
○平成十二年宮城県告示第四百九号（地方公所の指定）の一部改正	（ 同 ）	二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定	（精神保健推進室）	二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退	（ 同 ）	三
○開発行為に関する工事の完了（二件）	（建築宅地課）	三
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	（契 約 課）	三
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	（警察本部会計課）	三
○教育委員会定例会の開催	（教育委員会）	四

告 示

○宮城県告示第二百二十二号
宮城県県税条例（昭和二十五年宮城県条例第四十二号）第二百二条の三第二項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。
令和五年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所等の所在地	指定取消しの年月日
有限会社迫生コン	代表取締役 渡邊 眞治	登米市中田町浅水字長谷山三百二十六番地の一	令和四年八月三十一日

○宮城県告示第二百二十三号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年宮城県条例第六十九号）第十三条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物を指定するので、同条第四項の規定により告示する。
令和五年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 知事指定薬物の名称
- 1 化学名 N-エチル-N-メチルトリプタミン及びその塩類（通称名・MET）
 - 2 化学名（八R）-N、N-ジエチル-6-メチル-1-ペンタノイル-9、10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類（通称名・1V-LSD）

二 指定の理由
中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚的作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められるため。

三 指定の効力が生ずる日

令和五年三月十一日

○宮城県告示第二百二十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条第一項の規定により、宮城県農業大学の農産物等の販売に係る生産物売払代金の徴収事務を令和五年二月二十八日次のとおり委託した。
令和五年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

大崎市古川狐塚字西田三十番地

株式会社古川青果地方卸売市場

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

○宮城県告示第百二十五号

次の建設業者については、その建設業者の所在を確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により告示する。

この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、建設業の許可を取り消すことがある。

令和五年三月十日

一 商号又は名称等

宮城県知事 村 井 嘉 浩

商号又は名称及び代表者の氏名 株式会社ノダウト ラックス 三浦 裕典	主たる営業所の所在地 仙台市宮城野区原町三丁目二一五十三 フォレストコート原町一〇一	建設業許可番号 (宮城県知事許可) 般一 第二万二千百三十二号
---	--	--

二 申出先

宮城県土木部事業管理課建設業振興・指導班

所在地 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

電 話 〇二二―二一―三二一六（直通）

○宮城県告示第百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和五年三月十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 女川牡鹿線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
-------	--------------------	-----------------

石巻市大谷川浜大谷川一番二四番地先から
同市大原浜洞ノ口一番一地先まで

後	前
九・〇 九三・〇	二六・二 四四・九
七、五五〇・六	一六四・〇

○宮城県告示第百二十七号

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示
別表第一第三号の表三菱UFJ信託銀行株式会社の項及び三井住友信託銀行株式会社の項を削る。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

○宮城県告示第百二十八号

平成十二年宮城県告示第四百九号（地方公所の指定）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第十号中「志津川高等学校」を「南三陸高等学校」に改め、「登米総合産業高等学校」の下に「大河原産業高等学校」を加える。

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和五年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
-----	-------	-----------

調剤薬局ツルハドラッグ 佐沼店	登米市迫町佐沼字中江四丁目六番地六	令和五年三月一日
有限会社グリーン薬局	黒川郡大郷町羽生字中ノ町二一四	令和五年三月一日
しばや薬局 宮野中央店	栗原市築館宮野中央三丁目四番五号	令和五年三月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり精神通院医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和五年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
しばや薬局 宮野中央店	栗原市築館宮野中央三丁目四番五号	令和五年一月三十一日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和五年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 名取市愛島台五丁目百一、百二十三、百一、百二十四の四の二、百一、百二十七の二、百一、百二十四地先水の一部（第一工区）
 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 名取市

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和五年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

伊具郡丸森町字千刈場十二番、十四番、十六番、

地域の名称

十八番、二十番一、三十番、三十九番、四十一番、四十三番の一部、四十四番、百七番、百一、百二、百十二番、百十三番、百十四番、百十五番、十二番地先法定外水路の一部、三十番地先法定外道路の一部、百十五番地先法定外道路の一部（第三工区、第四工区、第五工区）

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

丸森町

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和五年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る印刷物又は役務の名称及び数量 みやぎ県政だより（仕様書のとおり）
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和五年二月二十日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 仙台印刷工業団地協同組合 仙台市若林区六丁目の西町一番四十三号
- 五 落札金額 一億二千三百八十七万七千七百七十五円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和五年一月十日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和五年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 緊急配備支援システム貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和五年二月二十四日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社J E C C 東北支店 仙台市青葉区本町二丁目二番二十号
- 五 落札金額 九億八千三百三十八万九千六百四十円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
七 入札の公告を行った日 令和五年一月十三日

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第四号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和五年三月十日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

一 日時 令和五年三月十六日 午後二時三十分

二 場所 第一会議室

三 事件

第一号議案 職員の人事について

第二号議案 教育功績者表彰について

第三号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

第四号議案 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について

第五号議案 宮城県教育委員会個人情報保護の保護に関する法律施行細則の制定について

第六号議案 宮城県教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正について

て

第七号議案 第三期県立高校将来構想第二次実施計画について

第八号議案 職員の退職手当について

第九号議案 県費負担教職員の免職及び宮城県教育委員会の任命に係る職への採用の手続に関する規則の一部改正について

第十号議案 指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部改正について

第十一号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正について

第十二号議案 宮城県教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について

第十三号議案 博物館法施行細則について

第十四号議案 宮城県美術館管理規則の一部改正について

第十五号議案 宮城県美術館協議会美術品収集部会委員の人事について

第十六号議案 東北歴史博物館管理規則の一部改正について

第十七号議案 宮城県文化財保護審議会部会委員の人事について

第十八号議案 東北歴史博物館協議会資料収集専門部会委員の人事について

第十九号議案 宮城県多賀城跡調査研究委員会委員の人事について

第二十号議案 宮城県指定文化財の指定について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二二一三六一一）